

法文化の東と西 (三)

——海外における犯罪の諸相 (通貨偽造) ——

堀

毅

まえがき

第I章 国際化時代における内外の治安状況

第II章 社会情勢と治安状況

第III章 海外における犯罪の諸相 (前号から続く)

第IV章 風土と治安状況

第V章 『性善説』と『性悪説』

あとがき

第三章 海外における犯罪の諸相

第三節 通貨偽造

偽造に関する犯罪の類いは、窃盜や傷害などと異なり、加害者と被害者との関係が不明確の上、ブランド品やゲームソフトのように買い手が承知の上で手を出すことも少なくない。

ニセ札を含めた偽造品は、アジア地域を旅行するとき、かなり身近なものとなってくる。日本においては、ブランド品などは、銀座や新宿の街路上で露店商がゲリラ的に売っている程度にすぎないが、タイ・中国・ヴェトナムなどでは、ニセ物が本物を量的に圧倒している。まさに、『悪貨が良貨を駆逐している』状況を呈している。

ニセ物はトケイやブランド品などのコピー商品に止まらずオートバイや高級家電製品に及び、一国の産業構造にも重大な影響をも及ぼしかねない事態に至っている。

幸いなことに、わが国は偽造品の類いは少なく、安心して消費生活を営むことができるが、ひとたび国外に出ると、様々な偽造品を掴まされたり詐欺に引つ掛かるケースが多発する。

私も五十数度に及ぶ海外渡航を通じて、様々な偽物類を掴まされたり、ニセ医者・ニセタクシー・ニセ警察官などに遭遇した。とりわけインパクトが強かったのはニセ札にまつわる経験であった。

[資料2]



北宋紙幣版 11X56 这是至今所見最早的紙幣版实物

◇ 通貨の歴史

世界の歴史において初めて通貨が出現したのは中国である。出土文物によると紀元前一二〇〇年頃の殷墟から貝貨が発掘された。この貝貨は南方で採れる寶貝・子安貝であった。貝貨は、日本では貨幣として認めているが、中国では必ずしも貨幣として認定されていないという説もあるが、中国の郵政省当局の発行した記念切手では貝貨を空首布に先立つ貨幣として位置づけている。「資料1参照」

この貝貨は紀元前五〇〇年頃になると銅製ものとして現れ、戦国末期までの間に製造されたが、副葬品として用いられたのではないかという説もある。形は、貝をかたどっているが、蟻の鼻にもにているので「蟻鼻錢」とも称

せられている。

西周末期には、青銅の鑄造貨幣・空首布が造られた。形は古代の農具を象つたものであり、農耕用の小さな鋤と同音の「布」を字にあてている。上部の首の部分にあたる所に空洞があるために、「空首布」と称されている。

この空首布はやがて首の部分の空洞が無くなり、「平首布」と称されるものになった。さらに肩の部分に丸み加わり「円肩方足布」と称されるものへと進化していった。

[資料3]



南宋行在會子厚版 185×124

たものであり、紙幣も中国人により創り出されたものである。

漢の武帝時代の「白鹿紙幣」や唐の憲宗時代の「飛銭」などが紙幣の先駆けともいわれているが、本格的な紙幣の出現は十世紀の宋代である。⁽¹⁾⁽²⁾

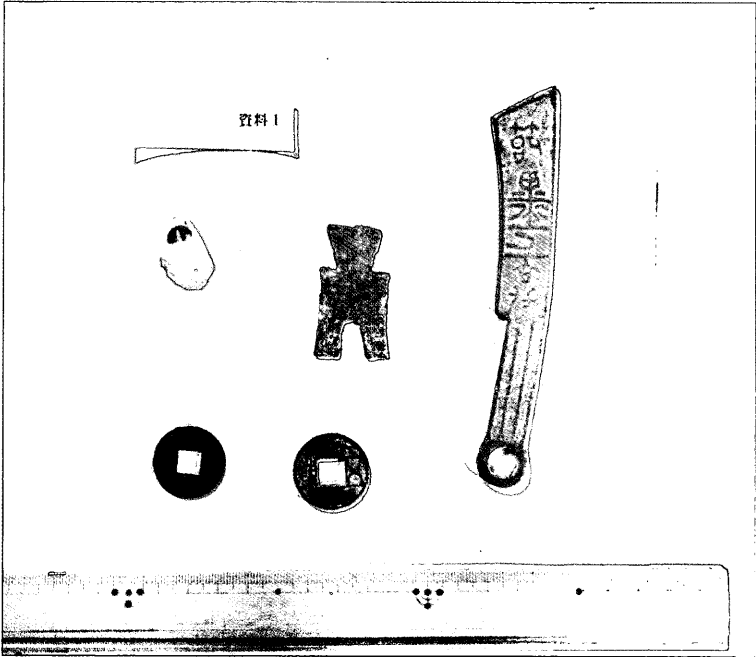
北宋時代、内陸部の四川地域において、貨幣の原料となっていた銅が不足し、銅に替って鉄の貨幣を用いるようになった。ところが、鉄銭一枚の価値は銅銭の十分の一しかなく、重い鉄銭は流通上不便であった。そこで、商人の間で「交子」という商品券のようなものの流通がはじめられた。「資料2」南宋時代には、銅の産出が減少したなどの理由も加わり、「会子」という全国規模で流通する紙幣が発行された。「資料3」

戦国時代においては各国で特色ある貨幣が鑄造されるようになった。東方の齊や東北の燕などでは刀の形を象った「刀幣」が造られ、秦では円銭が造られるようになり、秦の全国統一後は円銭が定着していった。

紀元前二二一年に始まる秦王朝以降の帝政時代はおおむね円銭の形態が保たれたが、宋代に至ると、紙幣が出現した。

紙幣は、紙とインクという素材に加えて印刷技術が集約された文明の産物である。周知の如く紙と印刷技術は中国人により発明され

[資料 1]



[資料 5]



[資料 - 5]

[資料4]



金興定宝泉貳貫南京版

◇ 偽造の歴史

北方を支配していた金でも、宋の制度を継承し「会子」を発行した。「資料4」⁽³⁾ 其の後の歴代王朝は、紙幣の利便性を捨てきれず、相次いで紙幣を発行した。紙幣発行において中国に次いで古い歴史を有する国はペルシャ（現在のイラン）といわれている。⁽⁴⁾ 当時のペルシャは金を継いだ元朝の支配下に入っていたため、その幣制に範をとった。後に述べることとなるが、イランは現代においても、ニセ米ドルの有力な供給源となっているが、このことは紙幣発行の長い歴史と何らかの関係があるかも知れない。

紙幣は紙とインクを素材とした印刷技術の結晶といえるが、これは人間の叡智により生まれたものである。しかし、人が作る以上は必ずそれを偽造するものが現れる。換言すれば、ニセ札の歴史は紙幣の歴史であるともいえる。

「資料4」に掲げた金代の紙幣には、「興定宝泉・貳貫聞省（銅貨二〇〇〇文に相当の紙幣）」とあり、さらにその下に「偽造者斬、賞陸伯貫、仍給犯人家産」とある。その意味

する所は、「この紙幣を偽造したものは斬首の刑罰に処す。また、官に告発した者には六〇〇貫（銅貨六十万文に相当）の賞金と犯人の家産を与える」であり、これ以降の元・明・清の歴代王朝の紙幣にもこの偽造禁止の文言が刷り込まれている。

モンゴルの支配下のペルシヤで発行された紙幣の券面には一変造または偽造した者およびその妻は斬首に処す⁽⁵⁾とあつた。

紙幣における偽造禁止の文言は、日本においても明治二十一年以降発行された『改造兌換銀券』の各券種、三十二年以降に発行された金兌換の『甲券』にはこの文言が記されていた。『甲五円券』には「兌換銀行券条例第十二条 兌換銀行券ノ偽造変造ニ係ル者ハ刑法偽造紙幣ノ各本条ニ照シテ処断ス⁽⁶⁾」との文言が記されている。

その後、偽造禁止の文言はアジア地域からは姿を消し、現在ではフランスなどのヨーロッパ地域に残されている⁽⁷⁾のみである。

ニセ札の問題は法制史家の研究対象にもなっている。利光三津夫博士は古今の貨幣・紙幣について深い造詣をもたれているが、近著において、明治期の紙幣偽造についての故事を紹介されている。

H・A・ラムステンという者は稀代のニセ物づくりであつたが、彼の著した文献には古銭の真贋の鑑定法や扱ひ方などがこまやかに紹介され、最後に「若し読者は他の古銭家をして自己を尊敬せしむるには、常に正直又親切にして凡そ紳士の行為を旨とすべし」と教訓めいた文語まで添えて⁽⁸⁾いる。

まさに、「説教強盗」の明治版の感があるが、偽造禁止の文言はニセ札を作る者にとって何等の効果はもたらさない。

偽造禁止文言の表示のほか紙幣の偽造防止の方法には、以下のものがある。

a 高品質の紙質 紙の質は紙幣の基礎をなすもので、各国は特色ある紙漉き技術を用いて製造する。わが国は和紙の伝統を生かしてみつまたを主たる原料とする用紙を製造している。⁽⁹⁾

b 白黒すかし法 用紙の厚さを薄くしたりまた厚くすることにより「透かし」を作る。白すかし法は透かしてみると白い図柄や文字が浮かび上がり、黒すかし法は逆に図柄や文字が濃いめにうつり出される。白黒すかし法はこの両者を併用したもので立体感のある図柄や人物像が映し出される。

ヴェトナムの十万ドン・五万ドン・一万ドンの券面にはホーチミンの肖像画が浮かび上がるような白黒すかしが施されている。

c 凹版印刷 凹版による印刷はインキが用紙の上に盛り上がっている分だけ鮮やかで、肖像画は偽造しにくいという特色を有する。

世界の各国の約八十〜九十%はイギリスのデラル社製の印刷機を使って銀行券を発行しているが、日本は独自の印刷機を使用している。わが国の壹万円札の券面における「壹万円」などの漢字や福沢諭吉の人物像はこの手法を用いている。確かに、漢字の部分や人物像は鮮明であるが、物理的な凹凸感は少ない。

私の收藏品の中に、中華民国三年〜二十四年の交通銀行・中国農民銀行・中央銀行などの中国元紙幣があるが、それらの凹版印刷は芸術的な美しさと、はつきりとした立体感が認められる。

d 超細密画線 一あたり三本から六本の細い線で構成された図案を採り入れることによりカラーコピーやオフセットによる偽造を防ぐ。

e 特殊発光インキ 特殊なインキで券面に加札し、普通の光線のもとでは一切見えないが、紫外線をあてることにより、文字や画像が浮かび上がるような技術。

日本の紙幣では、記番号が褐色または暗緑色の紙幣で用いられている。中国の現行紙幣では十元券・二十元券・五十元券と百元券でこの手法が用いられている。これらの券面に紫外線照射器（UVランプ）で光を当てると、「10」「20」「50」「100」または「WU SHI」（旧札）「YI BAI」（旧札）の文字がクッキリと浮かび上がる。わが国では、一万札にメタメリック・インクを用い、コピー機でカラーコピーしたり、写真製版したりすると、その光源により色調に変化が出るような仕掛けがなされている。⁽¹⁾

f 金属片の刷り込み 最近DVDソフトなどのケースにホログラム（回析格子 樹脂の薄い版面の表面にレーザー光線を使ってミクロン・オーダーの異なる角度の細かい穴をたくさんあけて図柄を作るもので、眺める角度により反射光が異なるため、立体的な画像が浮かび上がる⁽²⁾）が貼付されることがあるが、紙幣にもこの細工が施されていることもある。タイの五〇〇バーツ紙幣には帯状のホログラムが蒸着されており、偽造が困難とされている。また、タイの一〇〇〇バーツ紙幣の後面には細い金属光沢のチップが蒸着されている。「資料5」

右に紹介したほか、マイクロ文字の刷り込み・表裏刷り合わせ模様・唐草模様・彩紋模様・磁気印刷・素材としてプラスチックの採用・シークレットマークの刷り込み（P207）など様々な偽造防止策があるが、現代における写真製版・デジタル技術の急速な進歩により新手法の偽造紙幣が現れている。

◇ 通貨偽造と國家の関与

地下工場で一攫千金をむくろみつつ、人目をしのびながら造る。これが「ニセ札」という言葉のもつ一般的語感である。ニセ札は紙幣が出現して以来、それと表裏一体となり綿々と作り続けられた。それらの多くは、個人かごく限られたグループによる仕業であった。既に述べたとおり、ニセ札造りには越えるべき様々なハードルがあり、

秘密の偽造団では自ずから限界がある。ところが、国家のプロジェクトが関与すれば、どの様な障害もクリアできる。歴史の舞台においては、ナチスドイツがイギリスのポンド紙幣を偽造したり、日本陸軍による中国法幣偽造のごとく国家のプロジェクトとして大規模に展開されることもあった。現代においても、直接或いは間接的に国家権力が通貨の偽造に関与することも皆無とはいえない。そして、権力が係わる通貨偽造は偽造団によるものとは桁違いの影響を社会にもたらす。

本稿においては、わが国の裏面史における一大プロジェクトであった「陸軍中国法幣偽造作戦」と「ニセ米ドル偽造」について述べたい。

○ 陸軍中国法幣偽造作戦

日本に較べ近代化の遅れた中国では、一九三三年にいたり、「廢兩改元（清朝時代に用いられていた通貨の単位の兩に替えて元を用いる）」を行ったが、地方勢力や私的金融機関である「錢莊」などが発行する紙幣が混然として用いられていた。その状態から脱却するため、中国銀行・交通銀行・中央銀行・中国農民銀行の発行する銀行券のみ有効なものとした。これらを総称して「法幣」という。法幣の制定により、蒋介石政権は一応の安定をみたものの、一つの国家に大きさも凶案も異なる四種類の紙幣が混然として流通していたので、現代の日本における紙幣の事情とは大きくかけ離れているものであった。〔資料6〕

一九三七年、日本と中国との間に戦争が始り、長期化の様相を呈してくると、日本政府は翌三八年十二月に、中国の国内経済の混乱を目的とする謀略作戦を策定した。

対支経済謀略実施計画

一 方針

蔣政権ノ法幣制度ノ崩壊ヲ策シ以テソノ国内経済ヲ攪乱シ同政権ノ経済的抗戦力ヲ壊滅セシム

二 実施要領

1 本工作ノ秘匿名ヲ「杉工作」ト称ス

2 本工作ハ極秘ニ実施スル必要上之ニ関与スル者ヲ左ノ通り限定スル

イ、陸軍省

大臣、次官、軍務局長

軍事課長、担当課員

ロ、参謀本部

総長、次長、第一部長、第二部長、第八課長

担当参謀及部付将校

ハ、兵器行政本部

本部長、総務部長、資材課長

3 謀略資材ノ製作ハ第九陸軍技術研究所ニ於テ担当スルモ必要ニ応ジ大臣ノ認可ヲ得テ民間工場ノ全部又

ハ一部ヲ利用スルコト得 但シ機密保持特ニ万全ヲ期スルヲ要ス……

○ 登戸研究所

日本帝国陸軍は、大正八（一九一九）年、陸軍火薬研究所を改編し、陸軍科学研究所を設立、神奈川県川崎市登

[資料 6-1]



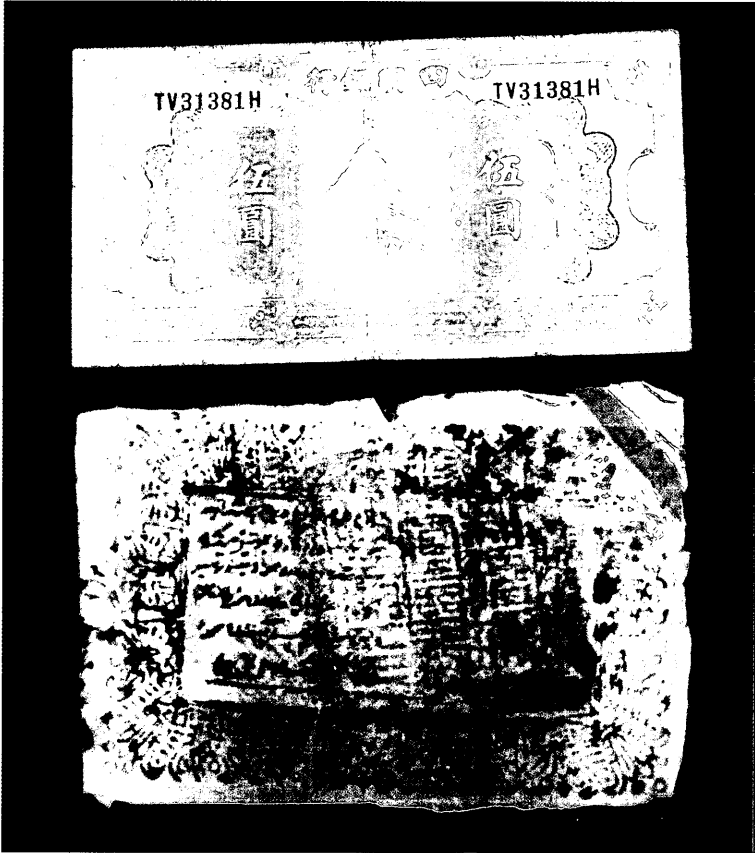
中国の法幣①中国銀行券
②交通銀行券

[資料 6-2]



中国の法幣③中央銀行券
④中国農民銀行券

[資料 6-3]



法幣以外の紙幣①四明銀行券
②チベットの地方紙幣

戸の地約四十万平方メートルに謀略センターというべき研究所を設立した。これが兵器行政本部所属の第九技術研究所（通称「登戸研究所」）である。この研究所は敗戦と共に廃止されたが、その後、慶應義塾大学の子科の校舎として利用され、慶應が日吉に戻った後は、明治大学生田校舎として利用されている。

この研究所は、四科から構成されていた。第一科は無線による盗聴や殺人光線さらにはアメリカ本土を爆撃した「風船爆弾」などの秘密研究。第二科は生物化学兵器や超小型カメラ等。第三科は本稿と直接関わりのある中国通貨の偽造。第四科は第一科・第二科において開発させた製品の大量生産。

第三科の科長は当時陸軍主計少佐（後に大佐）の山本憲蔵氏であった。山本氏はこの計画の立案から終戦に至るまで、一貫して責任者として指揮をとった。明治三四（一九〇二）年生まれの山本氏は、戦後になり、この謀略作戦の一部始終を公表された。そして、その全貌はNHKの歴史検証番組『歴史への招待』で全国に紹介され、その内容が、NHKより公刊され、さらに『陸軍贋幣作戦』という著書が世に出されている。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

山本氏はまさに「歴史の生き証人」であり、その著作は歴史の一級資料として十分価値を有するものである。山本氏の記録された資料に基づき、陸軍中国法幣偽造作戦の概要を示そう。

▽ 真札に限りなく近いニセ札

陸軍は、内閣印刷局と製紙会社などの民間企業の協力を仰ぎつつ、登戸研究所の一角で極秘裏に、中国の紙幣の偽造にとり掛かり、様々な試行錯誤を経験した後、真札と判別できない程の精巧なニセ札の量産に成功した。その一つの要因として、昭和十六（一九四二）年十二月に英領香港を占領した際、中華書局から中央銀行銀行券（法幣の一種）を印刷していた機械一式を接収し、登戸研究所に搬入した。また、大東書局から交通銀行券の原版を入手し、それを登戸で活用した。当時の法幣は四種類の銀行券があり、また、それらを印刷する機械もイギリスのレラ

ウ杜製とアメリカ製等を用いていたが、陸軍がその現物の一つを使いニセ札を刷るので、紙質には微妙な違いがあったといえども、ここで造られたニセ札は専門の鑑定人でも識別不可能といえるものであった。

▽ 大量生産と流通

この作戦は、国家によるプロジェクトである。雁作者による愉快犯でもなく、ギャングによる密造でもない。この作戦に従事した者は製紙部門で五十人、印刷部門で二〇〇人さらに刷り上がった新札に対し故意に折り目をつけたり汚れをつける者も二五人を擁した。一日の生産量は十万枚がノルマであった。そして、完成品は中野学校出身者により上海へと運ばれ、中国国内での物資調達などに用いられた。

上海においては、陸軍の「松機関」が流通を担当していた。その機関の本部は、上海の闇社会の首魁たる杜月笙の邸内に設けられた。当時、中国側は、杜月笙等を通じて日本軍によるニセ札の流布を察知していたが、殊更に、この問題につき追及を加えることはなかった。

軍がこの研究所に投資した額が一億円で、中国に持ち込んだのが二五億円という膨大な額であった。

▽ ニセ札の行方

当初の目的は、中国側の銀行券の発行額の二十%以上の偽造を目論んでいたが、戦争の終結により結果的には一%程度に収まった。さて、中国に持ち込まれたニセ札は真札に混入して中国国内を流通していたが、一九四九年の共産党政権樹立により、法幣そのものの価値がなくなったので、登戸製の贋札の「紙幣価値」も消失した。登戸製のニセ札の発行枚数は数千万枚に及ぶ。今日、貨幣や紙幣を収拾するマニアは数多く存在するが、登戸研究所の製造に係わる贋札を所蔵している人にお目にかかったことはない。作戦の張本人であった山本氏ですらその現物を所有されていなかった。(一九八五年当時)同一種類の紙幣で同一通し番号が見つかれば、そのどちらかがニセ札とい

うわけであるが、同一の番号札は一九八五年の時点でわずかに二組しか発見されていない。私も法幣を二十枚ほど所蔵しているが、その大半は未使用であり、ニセ札の可能性は少ない。登戸製のお札におめにかかるためには、せめて二〇〇枚ほどの法幣のコレクションが必要であらう。

○ 米ドル偽造と「スーパーク」

世界の警察官を自負するアメリカのブッシュ大統領から、イラク・イランなどと共に「悪の枢軸」と指弾されている朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮と略称)は、核ミサイルの開発・麻薬及び覚せい剤の製造密輸出・日本人の拉致などの国際犯罪で知られている。この国に対してはさらに、大掛かりな米ドルの偽造の疑惑がかけられている。

その疑惑とは、北朝鮮が国家的プロジェクトにより、大量の米ドルを偽造し、外交官などの手により国外に運びだされ真札と交換されたり、貿易の決済などに用いられるという内容である。

北朝鮮とニセ米ドル偽造の関係は、既に一九八〇年代から取り沙汰されていたが、当時の品質は、イラン製の「スーパーク」といわれるものに遠く及ぶものではなかった。

一九九六年一月、タイ・カンボジア・ヴェトナムにまたがる北朝鮮を背景とする国際事件は、わが国をはじめ世界に大きな衝撃を与えた。

一月五日、タイのバンコク郊外のパタヤビーチで九〇枚もの一〇〇ドル紙幣が両替され、この事件の容疑者としてハヤシという日本人が浮かび上がった。当時、オウム真理教の幹部で林泰男という者が、國松孝次警察庁長官の狙撃事件の重要参考人として指名手配されていた。ハヤシという名前がたまたまこの男と一致していたため、

アメリカCIAはハヤシと名乗る男を監視下においた。

三月二四日、ハヤシが北朝鮮の外交官と共に、カンボジアからヴェトナムへ出国しようとする際、国境検問所においてカンボジア当局及びカンボジア駐在の米財務省捜査局要員により身柄を拘束された。指紋を照合した結果、このハヤシなる者は、オウムの林泰男とは別人であったが、何と、一九七〇年三月に発生した日航機「よど号」ハイジャック実行犯九名のうちの一人・田中義三であることが判明した。⁽¹⁵⁾

アメリカCIAは違法な捜査で証拠を捏造し、田中を有罪に仕立てようとしたが、一九九六年六月、タイ司法当局は田中に対し無罪判決を下した。

CIAにこのような性急な行動に走らせた背景には、北朝鮮により偽造された米ドルが大量にアジア地区に流出し、米ドルの信用に陰りが見えてきたという事情がある。各種の資料によりその一端を紹介しよう。

▽ 一九八五年には、リビアで五十万ドルのニセ米ドルを闇市場で交換しようとした北朝鮮外交官が逮捕された。

▽ 一九九二年にはエジプトで外交官が追放処分。

▽ 一九九四年にはマカオで三十万ドルのニセドル行使で北朝鮮関係者が摘発を受ける。⁽¹⁶⁾

▽ 一九九六年一月、三〇〇万ドルのニセ米ドルをカンボジアに持ち込んだ北朝鮮外交官二人がヴェトナムで拘束。⁽¹⁷⁾

▽ 一九九六年来日した北朝鮮のある貿易代表団は、本国で支給された「米ドル紙幣」を一枚も日本で使わずに、懐中に収めたまま帰国した。銀行やホテルなどで日本円に両替することすらしなかった。⁽¹⁸⁾

▽ 一九九六年には、モンゴルのウランバートルの闇市場で十萬ドルのニセ札を交換しようとした北朝鮮外交官

が国外追放された。

▽ 一九九七年、『日本を愛したスパイ』という著書をもつ元KGB中佐のコンスタンチン・プレオブラジェンスキー氏(当時四四歳)は、モスクワを訪ねたジャーナリスト・加藤昭氏に対し、「偽ドル製造の技術はKGBが北朝鮮に提供した」こと。また、ゴルバチョフ氏も、その件については暗黙の追認を下したことを語った。⁽¹⁹⁾

▽ 日本国内においても、東京の朝鮮総連系企業「大進商事」が北朝鮮に潜水用具を不正輸出していたとして摘発されたが、その際に決済した五万ドルのうち五四枚がニセ札であった。⁽²⁰⁾

警視庁によれば、日本国内で押収されたニセ一〇〇米ドル札は、九四年三四〇枚、九五年四七〇枚、九六年六五〇枚、九七年二〇六四枚と急増傾向にある。⁽²¹⁾

東京葛飾で紙幣鑑別機製造会社「松村エレクトロニクス」を経営する松村喜秀氏は世界中に流通している偽造紙幣についてトップクラスの鑑定能力を持っている。

松村氏によれば、九〇年代にアジア地域に回ったニセ米ドルはの品質は極めて高度なもので、「スーパー」級とランク付けられていた。このレヴェルのニセ札を作る技術を有する国は、イラン・ロシア・中国・北朝鮮などの国に限られていた。

そして、カンボジア・タイ・ヴェトナムなどに流布しているもの多くは、北朝鮮で作られたものであると推定している。この「スーパーノート」の技術水準を遙かに上回る偽造紙幣につき、「スーパーK」と名付けた。

「スーパーK」の品質は、本物の米ドル以上で、それを偽造するときは、印刷技術を本物の水準にまで落さなければならぬ、とまで言われている。⁽²²⁾

ドル紙幣は、精巧さから言えば、日本円に劣る。例えば一万円札は十一本の線が一ミリの間隔に印刷してあるのに一〇〇ドル札は四本しかない。⁽²³⁾

右に紹介したように「スーパーK」と称されているニセ米ドルは、アジアを中心として世界中に広く拡散している。北朝鮮によるニセ米ドルの関与は明白と思われるが、当局はあくまでもその関係を否定している。

アメリカのCIAやSSといえども、直接、北朝鮮に立ち入り、地下工場に査察を入れるべき権限もなく、米ドル偽造の「物証」を得ることは難しい。SSの上級捜査官デニス・リンチ氏は「精巧な偽ドルを製造する工場が北朝鮮にあるという証拠は何一つない」と嘆いている。⁽²⁴⁾

ところが、北朝鮮事情に精通した人物により、紙幣偽造の国家プロジェクトの全貌が明らかにされる。

一九九三年、北の元軍人で韓国に亡命した、安明進氏はこの問題につき、次のように述べている。

紙幣偽造は、国家として取り組んでいる重要産業だ。平壤市内にある対南工作機関の連絡所で、約六〇〇〇人が偽札や小型兵器を作っている。偽札は米ドルの他に、韓国ウォンや日本円、ドイツマルクなど六種類作っており、実際に製造現場を見たことがある。⁽²⁵⁾

一九九四年当時、政務院総理・姜成山の娘婿であった康明道氏は金日成・金正日に対する暗殺計画や国内の暗部の最高機密に精通していた。一九九三年十二月公務で中国に出張していた康氏は仕事の上のトラブルにより、予定していた日まで帰国できない事態になり、そのままでは、北朝鮮公安から殺されるという運命におかれた。うち続く危機を乗り越え韓国に亡命した後、北朝鮮の事情につき報告をしている。

北朝鮮の偽造紙幣工場は、平壤市中区蓮花洞にある。電気鉄条網を二重に張りめぐらせたこのなかには棟の建物がある。(中略)勤務している人数はおおよそ二〇〇〇人である。(中略)この一〇一連絡所ではドルだけを刷っているのではない。たとえば、偽造旅券や住民登録証、運転免許証などはいままでもなく、対南宣伝用のピラヤ、主体思想関係の冊子も印刷している。⁽²⁶⁾

かねがね、北朝鮮に関しては、不審船・麻薬・拉致などの疑惑が呈せられ、その都度、当局は否定していたが、最近になり、次々と真相が暴露されてきた。米ドルの偽造に関する疑惑も九九、九九%クロであろう。

偽造されたニセドルは、外交官がその特権を最大限に生かして海外に搬出するか、貿易の決済に用いられる。また、比較的友好関係が保たれているカンボジアがアジアにおけるニセ札流通の拠点として利用されているという構図が描かれる。

○ 偽造日銀券の流通

既に述べたとおり、安明進氏は北朝鮮の地下工場で一万円の日銀券を偽造している事実を述べている。元KGB中佐のコンスタンチン・プレオブラジェンスキー氏が加藤氏に語った事実のうちに「米ドルなどと共に独マルク・仏フランの他に日本円の偽造技術も含まれていた」とある。

二〇〇二年、北朝鮮系金融機関の元首脳は「昔から北の一万円札は国内でも一部流通していたが、日本政府は秘密に刷っていた」と前置きし「バブル期は北のニセ札は国内に四〇〇〇億円程度といわれていたが、北の経済悪化で大量に刷られ、現在は六〇〇〇億近く流入しているといわれている」と、衝撃的な証言をしている。

北朝鮮事情に詳しい元外交官も「北は在日居留民から送金させる一方で、ニセ札を日本に送り込んでいる」とその証言を裏付けている。⁽²⁷⁾

右によると、北朝鮮製造の日銀券が既に日本社会に深く浸透しているかの感があるが、私は、この点に関しては、以下の理由により同意できない。

- ① 日銀券は米ドルに比べ遙かに高品質である。
 - ② 闇市場で、米ドルのニセ札は五割から七割のレートで売買されているので、米ドルに対する需要がある限り、商品価値として安定している。⁽²⁸⁾
 - ③ 米ドルは、イギリス製もしくはスイス製の印刷機で作られているが、北朝鮮製の米ドルも同型の機械で偽造されている。ところが、日銀券は、日本独自の技術で開発されたもので印刷されているため、日本以外の外国では同一品質のニセ札を作ることは難しい。⁽²⁹⁾
 - ④ 米ドルの経済圏は全世界に及ぶが、日銀券の使用範囲はアジアの一部に限られている。たとえば、北朝鮮がタイから米を輸入する際、米ドルでの決済は通常であるが、その際に日銀券を使用することは例外である。しかしながら、北朝鮮の地下工場で小規模ながら日銀券を刷っていることは事実であろう。それは、世界情勢の変化により米ドルに替わって、日銀券を大量生産する事態も生じかねないからである。
- 日朝間には様々な問題が山積しているが、両国間の国際関係が悪化したとき、経済テロの一形態として、北朝鮮から大量の日銀券が流入するという事態もあり得る。先に述べた、登戸研究所で日本陸軍が行ってきたことを振り返れば、このようなことも決して非現実的なこととはいえない。

◇ 珍奇な偽ドル事件

ニセ札作りには、人の眼を欺く印刷技術が必要不可欠のことと思われがちだが、「ニセ札を用いないニセ札事件」が、内外で発生している。

本稿第三章で、タイにおける自称リベリア人男性による黒塗り米ドル札使用の詐欺事件について紹介した。その手口は次のとおりである。

路上などで、アフリカ系の外国人が「自分は暗殺されたりベリア元大統領の遺産を相続した。秘密資金なので政情不安のリベリアから黒く塗って運び出した。その額は五〇〇万ドル（邦貨で約六億円）分ある」と説明し、中から一枚を抜き取り、持参した特殊な液体をかけると、米一〇〇ドルは真札に復元する。黒人男性は、リベリアのパスポートを提示したり、携帯電話の番号を教えたりして被害者を信用させている。数日後、彼らの指定した場所に赴くと、「薬品を買うのに一万八千ドル必要だが、一万二千ドル不足している。復元したら共同して事業を興したので、不足分を一時用立ててくれ」と、言葉巧みに持ち掛けられる。その甘言に乗せられ、一五〇万円から二五〇万円程度だまし取られる。

一面識もない赤の他人に儲け話を持ち掛け、ペテンにかけるという荒唐無稽な事件。

この手口は、一九八〇年代にヨーロッパで発生し、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）も捜査を継続している国際級の犯罪である。

日本においては、二〇〇〇年五月に東京・六本木で、レストラン経営の日本人（三六）がモザンビークヤリベリア人を名乗る男四人から、「父親の遺産だが、運搬役の国連職員に渡す報酬や薬品代に当てる」などと話しかけられ二六〇万円騙し取られた。⁽³⁰⁾

この手口は、その後、タイに飛び火し、アフリカ系外国人による被害が続出した。そのため、日本国外務省は、二〇〇二年〇五月一日付の危険情報で、注意を喚起している。マレーシアでも、この手口の詐欺が数年前から多発し、アフリカの特定の英連邦諸国からの渡航者に対し、ビザの携帯を義務付けるような措置を取っている。

二〇〇三年に入ると、大阪・千葉でこの手口による被害が続発している。三月には、東京・六本木でも発生し、自称リベリア人の男性が逮捕されている。⁽³¹⁾

この手の被害がどれだけ発生しているか推定できない。詐欺事件としては余りにも特異であり、話の筋書きは滑稽味すら帯びている。しかも、被害者側にも、彼らの話に乗った段階で、巨額の米ドルの不正マネーロンダリングに荷担するという後ろめたさもある。金を詐取されたことに気が付いて、警察に届けても、その金は戻るはずはないし、恥をさらすだけである。べてん師達も考えたもので、騙し取る金額を二〇〇万円程度にとどめ、被害者を破産に追い込むようなことはしない。

かくて、この種の犯罪は後を絶たないわけであるが、電車の駅のホームなどにイラスト付で防止のキャンペーンを行えば、被害は大幅に激減するであろう。

私が、新聞で初めてこの手口を知ったとき、登戸研究所の存在が脳裏をよぎった。研究所の第二科では、防諜用の特殊インキを開発していた。その研究はミカンの果汁からより高度なものまで広範囲なものであったが、米ドルに偽装された黒塗りの紙幣もそのような系譜の延長上の産物とみることできよう。

◇ 海外滞在と二セ札

最近、わが国においても、五百円硬貨の偽造や外国硬貨の不正使用が頻発し、それらを防止するために新硬貨が

発行された。

紙幣に関しても、カラーコピーやスキャナーによる偽造が現れているが、目下のところでは、大きな社会問題には至っていない。

ところが、海外で生活すると事情は一変する。以下、個人的体験を中心として、事例を紹介しよう。

○ 中国におけるニセ札を巡る社会状況

清朝を打倒して、中華民国が成立し、中国の統一がなされたが、その基礎は脆弱で、地方勢力通貨を流通させたり、共産党支配下においては独自の紙幣の発行もなされた。蒋介石政権の下で、法幣が発行され、一応の安定をみた。しかし、日本軍によるニセ札の持ち込みなどにより、通貨の安定には至らなかった。

一九四九年、共産党政権の樹立後、大陸においては国民党時代の法幣はすべて失効し、人民銀行券が唯一有効なものとして流通した。

新中国成立後、約三十年程は、製紙・印刷・流通を含む産業の大半は国営であったため、「地下工場」におけるニセ札を作る余地はなかった。

十年に及ぶ文化大革命が終了し、一九七八年には、改革・開放政策が打ち出され、一九八〇年には経済特区が設けられ、資本主義の実験がなされた。一九八四年十月には中共十二期中全会議にて「経済体制改革についての決定」を採択。その後、今日に至るまで、飛躍的な経済発展を歩み続けている。

海外からの資本の流入された経済特区をはじめとする中国国内では、中国人民元の他、香港ドルや米ドルなども通用するようになった。一九八〇年四月、外国人用に中国人民幣に替わって、外貨兌換券を発行した。

因みに、私が一九八三年に滞在した広東省では、中国人民元や外貨兌換券より香港ドルや米ドルなどの支払いが喜ばれていた。一つの都市で、数種類の通貨が日常的に流通するという状況は、一九三〇年から一九四〇年の中国国内の状況に相通じるものがあつた。この時期、改革開放の風と共に、ニセ札も大挙して中国社会に流れ込んだ。富田昌宏氏によると、八九年に三三五件であつたニセ札の検挙数が九四年には三〇数万件に達した。初期のニセ札は、主として香港において偽造されていたが、九〇年代にはいると、次第に台湾が主流を占めるようになった。九四年になると、台湾からの密輸された人民元の数量がピークに達した。この年、四月から六月の三か月間に偽造一〇〇元札の束が三二億枚余り、金額にして三二〇〇億元余りが、密輸され、そのうち、十四億枚、金額にして一四〇〇億元が中国国内に流通した。³²先に述べた登戸研究所がフル稼働して製造したニセ法幣の数量が日産で十萬枚であつたことから、三二億枚という数がどれ程膨大であつたかは想像できない。当時の中国の人口が十二億人としても、その頭数を上回る枚数が大陸に流入したのである。

政府もニセ札に対し、手をこまねいているわけでない。

通貨偽造に関しては、以下のごとき規定・立法がなされている。

一九五一年三月『中華人民共和国禁止貨幣出入国協辦法』により、偽造人民元を海外から持ち込んだものに対する処罰が規定され、一九五一年四月、政務院公布の『妨害国家貨幣治罪暫行条例』では、次のように規定された。

営利の目的で国家の貨幣を偽造した罪につき、首謀者及び情状の重いものは死刑或いは無期懲役とし、情状の軽いものについては、三年以上十五年以下の有期懲役とする。いずれの場合についても、付加刑として財産のすべて或いは一部を没収する。

営利の目的で国家の貨幣を變造し、或いは偽造・變造された国家の貨幣を販売流通、行使した罪につき、首

謀者及び情状の重いものは無期懲役或いは七年以上十五年以下の有期懲役とする。付加刑として財産のすべて或いは一部を没収する。情状の軽いものについては、一年以上十年以下の有期懲役とする。付加刑として罰金を科する。情状の軽微なものについては、一年以下の労役或いは罰金とする。

流言を散布し或いはその他の方法を用いて国家の貨幣の信用を貶めた者は、五年以下の労役或いは罰金とする。以上の各条の罪を犯した者その情状の軽重を判断し、公民権の剝脱を宣言する。

誤って偽造・変造の貨幣を受け取った場合、或いは受け取ったのち偽造・変造に気が付いたときは、速やかに中国人民銀行或いは公安機関に報告すること。事情を知っていながら報告を怠りその通貨を続けて行使する者は、一年以下の労役或いは罰金或いは教育に処する。

一九七九年制定の『中華人民共和国刑法』第一百二十二条では、次のように規定された。

国家の貨幣を偽造、販売流通した者は、三年以上七年以下の有期懲役とし、付加刑として罰金或いは財産を没収することもできる。首謀者及び情状の特に重いものは七年以上の懲役或いは無期懲役とし、付加刑として罰金或いは財産を没収することもできる。

『通貨偽造罪』に対する刑罰規定は、一九五二年四月政務院公布の条例で、最高刑は死刑を含む厳しいものであったが、一九七九年制定の『刑法』では、「七年以上の懲役或いは無期懲役」とし、かなり軽減された。ところが一九八〇年代に入り、偽造通貨が激増するに従い、一九八八年十一月公布の『全国人民代表大会常务委员会關於懲治走私罪的補充規定』により、次のように重罰化された。

貨幣を偽造した者は、七年以上の有期懲役とする。付加刑として罰金或いは財産を没収する。情状の特別重

いものは死刑或いは無期懲役とし、付加刑として財産を没収する。情状の軽いものについては、七年以下の有期懲役とする。付加刑として罰金を科す。いずれの場合についても、付加刑として財産のすべて或い

右の規定は、一九九五年六月、『全国人民代表大会常務委員会』により、刑法に規定されている通貨の偽造に関する刑罰をより詳細に規定し、その趣旨は、一九九七年制定の『刑法』の中に採り入れられ今日に至っている。

「上に政策あれば、下に対策あり」とは、中国民衆の国家規範に対するとらえ方を端的に示したものである。国家が立法・政策においてどのような防止策を講じようとも、ニセ札の流通は後を絶たない。

二〇〇〇年の四月から五月の二か月間に摘発された偽造通貨の件数は一八〇〇件を超え、総額では二億一四〇〇万元、約二七億八〇〇〇万元に達した。⁽³³⁾

二〇〇一年二月六日、一九九五年四月から一九九九年六月にかけて広東省で六億元相当の人民元を偽造したニセ札密造グループ七人に対して、最高人民法院は死刑の判決を下し、八日、それら七人を処刑した。⁽³⁴⁾

二〇〇三年一月二日、台湾刑事局と台中警察は人民元の偽札現場を摘発し、主犯格の容疑者ら十五人を逮捕した。一千万元以上の偽札・印刷機などが押収された。⁽³⁵⁾

ニセ札の流通は全体の紙幣の流通の二〜三%に及ぶともいわれているが、実際ではどの程度社会に浸透しているのだろうか。また、中国における実生活でニセ札を体験することがあるのか、個人的事例を以下に紹介しよう。

○ 中国のニセ札

中国のデパートなどで買い物をし、紙幣で支払うと、レジ係の女性はその紙幣の金額を点検した後、偽札鑑定器

にとおし、受け取った紙幣の真贋をチェックする。そして、白々とした表情で釣り銭を投げ返す。事情を知らない者は、一体何が起こったのか、驚きあきれられるが、この社会では、顧客であれ何であれ、赤の他人には減多に愛想を振りまかないのである。数週間もすれば、中国の商店などでの客あしらいの悪さには慣れるが、中国での滞在も長引けば、様々なことが起きる。

一九九二年に我が身に降りかかった事件である。百貨店で買い物をした際、代金として一〇〇元札三、四枚支払うと、店員が怒気を含んだ表情で、そのうちの一枚を突き返してきた。私が支払った紙幣のうち一枚が、ニセ札であつたのだ。一瞬、「ニセ札行使の現行犯」といういまわしい感覚が頭をよぎつたが、その行為はもとより自らの意思によるものではない。私は、泰然として突き返された紙幣を財布に収め、その場を立ち去つた。その後、二、三日して財布の中を改めると、件の札はいつの間にか使われていて、手持ちの邦貨をまた人民元に両替した。

その後、上海の道具屋で、偽札鑑定器を購入し、多額の円を人民元に両替した際には、自分で一枚一枚を鑑定することとした。幸いなことに、その後、一〇〇枚以上の一〇〇元札をチェックしたが、鑑定器で検出されたニセ札は現れていない。〔資料7〕

ところが、意外なときに、二回目のニセ札にでくわした。一九九九年七月に学会で雲南省の昆明にいったとき、ジュースの代金を五元(七五円程度)紙幣で支払ったとき、店員がいきなり、「チャーピー(ニセ札)」と、その札を投げ返してきた。私は、まさかと思いつつ、改めてみると確かに紙質が淡泊で軽い、真正正銘の「ニセ札」であつた。(中国社会的ルールでは、ニセ札を行使は犯罪であるが、故意でなければ罪に問われない、使用した紙幣はその場で没収ということとなっている。ただし、この社会の慣習では没収もせずに突き返す程度で取めている。)

さて、一つ納得がいかなかったのは、つかまされたニセ札が五元(七五円程度)紙幣であり、五〇元紙幣でも一

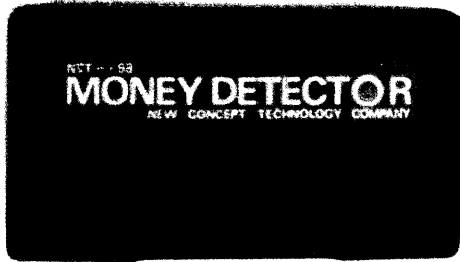
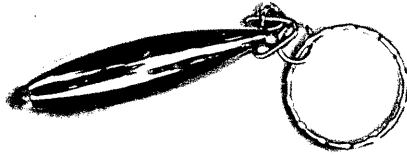
〇〇元紙幣でもなかったことである。一〇〇元紙幣のニセ札はブラックマーケットで三〇〇四〇元で取引されているようである。五元紙幣も一〇〇元紙幣も製造原価は大差はないのであるから、どうせ作るのならば、五〇元紙幣か一〇〇元紙幣ということになろう。わざわざ、手間をかけて小額紙幣を偽造する意図は理解できない。〔資料8〕

〇 ヴィエトナムおけるニセ札

私の人生で三度目のニセ札との出会いは、二〇〇〇年一月ヴィエトナムの地であった。

当時、東京からハノイに行くには、直行便がなく、台北・香港・北京・南寧・バンコク・クアラルンプール・ホーチミン市などを経て行かなければならなかった。この時は、中国の広西チワン族自治区から空路ハノイに入り、また、南寧に戻るというコースをとった。面倒なことに、ハノイに入国した後すぐに中国に再入国するため、ヴィザを取得しなければならなかった。そこで、ハノイの中国大使館に赴き、ヴィザの申請をし、その三日後に、受け取りに行くこととなった。ヴィザの手数を支払う段階になり、ヴィエトナム通貨のドンで支払おうとすると、中国大使館は拒絶、そこで、中国元を示すとこれもノーである。要は、米ドルで支払えということであった。その時、米ドルの持ち合わせがなかったので、急いでタクシーを飛ばして、市中の銀行で円を米ドルに両替し、三枚の一〇〇米ドル札を手にした。そして、中国大使館に引き返し、そのうちの一枚で手数料を支払おうとしたら、*「チャーピー（ニセ札）」*とその札を突き返してきた。この札はほんの三〇分ほど前に、ハノイでも最も信用できるA銀行の窓口で両替してきたものである。納得がいかなかったが、とりあえず、真札とおもわれる他の紙幣で、手数料の支払いを済ませた。ホテルに戻り、先刻掴まされたニセ札をじっくりと*「鑑定」*した。実は、私は二〇年来外国のコインや紙幣に関心を持ち、真贋の判別にも多少の知識を得ていた。北朝鮮が大量に密造していると

[資料 7]



[資料 - 7]

中国で入手したニセ札鑑定器2種

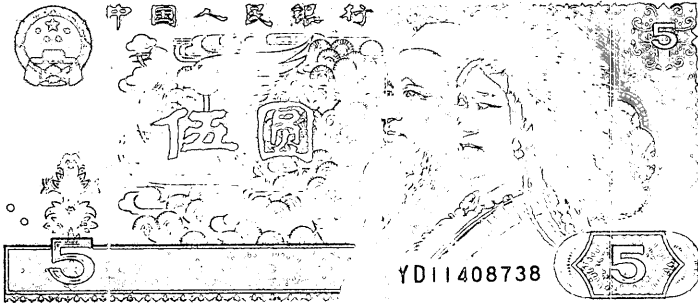
[資料 8]

中国人民元の真札とニセ札

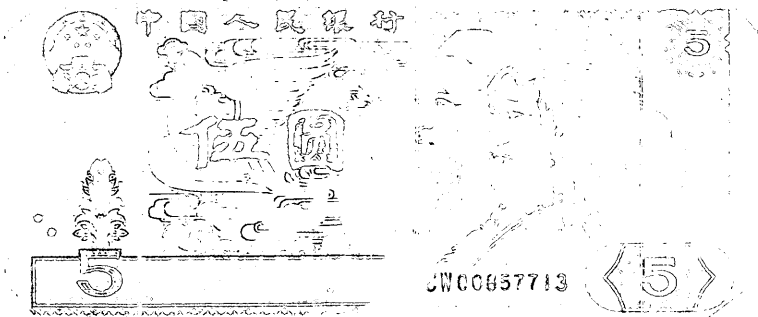
五元紙幣の真札とニセ札の現物を示す。一見では殆ど見分けることは難しいが、識別のポイントは以下のとおり。

- ① ニセ札は真札に比べ紙質において明らかに劣る。
- ② ニセ札のは全体に赤みを帯びている。
- ③ 真札に透かしがあるがニセ札にはない。

[五元紙幣の真札]



[五元紙幣のニセ札]



いわれているウルトラニセ札「スーパーク」の存在もすでに承知していた。そのとき手にした米ドルは、まさに「スーパーク」そのものであった。このニセ札はミャンマー・タイなどを經由して世界の流通ルートにのりわれている。中国で掴まされた五元札あたりとは格の違う大物である。ヴェトナム人の友人にこのニセ札の処置を相談したら、「あなたは何も心配する必要はありません。その札でも十分に使えます」とのことであった。研究資料として日本に持ち帰ることも考えたが、ここは筋を通さなければならぬ。

実は、その一年前にも、そのA銀行では、両替にまつわる不祥事があった。米ドルのTCと日本円を合わせて七万円ほど米ドルのキッシュに両替したとき、一〇〇ドルごまかされていたのである。二年も続けて騙し取られるのも悔しい、そこで、翌日、A銀行の窓口に行き、「昨日両替した米ドルのうち一枚はニセ札であった」と趣旨を告げると、女子行員は黙って何事もなかったように、真札と交換してくれた。

北朝鮮製のスーパークと思われる米ドルのニセ札を掴まされた二日後に、今度はヴェトナムの通貨である五万ドン(邦貨で四五〇円くらい)のニセ札を掴まされた。(このときの入手経路不明)

情報化時代の現代においては様々なメディアから情報が得られる。二〇〇二年二月から三月にかけて、ゼミの学生を連れてタイ・ヴェトナム方面に旅行したが、事前に彼らに予見され得るあらゆる危険情報を伝えておいた。書店で購入できるものはもちろん、外務省の国別危険情報、体験談などである。その他、インターネットでヴェトナム関係のサイトを開いてみたら、ニセ札に関する極めて具体的かつ詳細な情報が得られた。同行の学生がニセ札の被害に遭わないように、そのページを複写し、各自に手渡した。

三月三日に、日本円をヴェトナム・ドンへ両替する必要が生じたので、かのA銀行に学生二人と共にでかけた。たまたま、その日は日曜日であったので、銀行は休業であった。ところが、銀行の門の外で、若い女性が両替

を持ち掛けてきた。

ハノイではホアンキエム湖の周辺などの外国人が多い地域では街路で闇の両替を行うものが多数おり、銀行よりも（お客に）有利なレートで両替をすると旅行者に話をもちかける。闇両替を行う者たちは、手品師並みの鮮やかな手つきで金額をごまかす。一般の旅行者で彼らの業を見抜ける者は稀であろう。その手口は、二〇〇〇〇ドン札五枚で一〇万ドンで一束を括り、ついで五千ドン札一〇枚で一束を括るが、それがあたかも一〇万ドンと錯覚するのである。彼女達が、目の当りに展開する両替詐欺の手口を攻守とところを替えて、今度は私が学生や通行人の前で、実演して見せた。結局、A銀行では両替することはできず、我々は、街の両替商に向かった。両替商の鑑札をもつある店で、日本円からヴィエトナム・ドンへの両替を行った。その時、私が手にした五万ドン札は一〇〇枚ほどで学生は二〇枚ほどであった。店頭のカウンターでは、金額のチェックするに止どめ、真贋のチェックは行わなかった。ホテルに戻り、先刻、両替した五万ドン札をインターネット上で示されている基準により鑑定を行った。その判定基準のポイントは以下の4点である。①紙の感触が明らかに違う。②ホーチミン像の下の「1994」という年号が抜けている。③ホーチミン像の背景の「NHNNVN」という白抜き文字がない。④ホーチミン像の右下に「1990」という年号がある。その結果、私の手持ちの一〇〇枚余りのうち、三枚がニセ札と判定され、学生の手持ちの二〇枚余りのうち、一枚がニセ札と判定された。

市中に出回っている。紙幣のうちニセ札の割合が一〇〇枚の三枚とは余りにも多すぎるとおもい、インターネットで入手した資料の判定基準の妥当性について確認することにした。

そこで、そのうちの一枚をスーパ―に持ち込み、偽札鑑定器で調べてもらった。その結果、その札はまごうことなきニセ札であった。さらに、他の一枚をホテルのレストランで調べてもらったところ、予想に反して真札である

との結果を得たので、その紙幣で夕食代を支払った。(他の一枚については、無意識のうちに使用してしまつたらしく、所在は不明)

帰国後、今まで入手してきた各種の五万ドン紙幣をあらためて並べ、それらの真贋の鑑識基準について見直してみた。〔資料9〕

インターネットで入手した資料では、ホーチーミンの肖像の下に“1994”という年号があれば真札「Aタイプ」で、NAM MUOI NGHIN DONG”という文字の下に“1990”という年号があればニセ札「Bタイプ」であるという明確な基準が示されているが、その基準は正確ではない。ただし、ニセ札は「B」タイプに多く「A」タイプには少ないといえる。また、ホーチーミン像の背景の「NHNNVN」という白抜き文字に関する基準は正しい。真札に刷り込まれている白抜きの文字は極めて精緻なプリントで、ニセ札の品質はこれに遠く及ばない。したがって、インターネット資料に提示されている基準は部分的には正しいが、すべてが正しいとは言えない。

白抜きの文字の部分でのみ真贋を判断することは容易ではない。相当倍率の高い拡大鏡で注意深く判別しないと、肉眼では分かりにくい。結局のところ、紙質の手触りや色合いという人間の感性に頼るほかはない。

◇ 両替にまつわるトラブルについて

我々日本人がヴェトナムを旅行する際には、必ずどこかで、現地の通貨(ヴェトナムドン)に両替しなければならぬ。その方法は下記の三通りであるが、いずれもつぎのような難点をふくむ。

① 外為を扱う大手の銀行で行う。「一番信頼おけるが、TCなどで一〇〇ドル紙幣を受け取る際には注意を要

する」

② ライセンスを有した街の両替商で行う。「ヴィエトナムドンのニセ札を混入されやすい」

③ その他の個人などとの間で行う。「手品師なみの鮮やかな手口で金額をごまかされる」

以上のようなトラブルを回避するためには、日本国内で米ドルに両替し、ホテルやレストランの支払いはできるだけ米ドルで行い、ヴィエトナムドンの使用は最小限度に止どめることである。

◇ ニセ札余録

山形県庁よりジェットロ大連事務局に派遣されている稲村邦彦氏は中国におけるニセ札について次のようなりポートを⁽³⁶⁾されている。

以前、ハルビンの学校で生徒から授業料を集金する際、紙幣に生徒の名前をかかせることが新聞で取り上げられていましたが（紙幣に書き込みするのは違法だそうです）、これも偽札対策（あとで偽札と判ったら、生徒に突き返すのでしよう）のための学校の苦肉の策だったそうです。

右の例は、極端な例であるが、中国社会におけるニセ札の浸透度は、相当深刻な領域にまで進行しているかも知れない。

前に、偽札鑑定器について述べたが、これは実に安価で入手できる。もちろん、これを商品として生計を立てている者もいる。インターネットの情報で不確かであるが、次のような冗談めいた話も伝えられている。

二〇〇二年六月、広東省珠江河岸で露天商が小型偽札発見器を売っていた。しかし、だれも見向きもしないとなると、懐から偽札を取り出した。「偽札発見器を買ってもれなく偽札一枚付けちゃうよ！」途端に大勢の

[資料 9]

[1] 真札



[2] 2000年1月入手のニセ札



[3] 2002年3月入手のニセ札



客が集まり見物が始まった。しかし、実際に売れたかどうかは定かではない。

これも、インターネットの情報であるが、中国銀行で両替した人民元の中にニセ札が混じっていたので、その中国銀行に文句を言いに行ったら。彼らは謝罪するどころか、そのお札に赤い「偽札」というはんこを押して突き返してきた。

ニセ札自体が非合法的な代物であることから、ニセ札は暗い末路をたどることとなる。

ギャング映画などで、麻薬取引の決済にニセ札を使い、修羅場と化すことはよく見られることである。

また、武器などの禁制品の取引の決済にもニセ札が使われることも多い。先に紹介した「大進商事」が輸出禁止品目であった潜水用具を北朝鮮に輸出した際にも、かの「スーパーK」で決済された。このような場合、被害を届け出ることもできない。

同様なことは、密漁された魚や動物の毛皮の決済にも言えるであろう。ニセ札の末路として最も情けないのは次の例であろう。

二〇〇二年十月二二日、静岡県警は無職の鈴木敏和(三二)を通貨偽造・同行使の容疑で逮捕した。調べによると、鈴木容疑者は同年七月中旬、自宅でスキヤナー付プリンターを使って、一万円札十数枚を偽造。このうち五枚を、テレクラで知り合った中学生(十四)に買春の代金として渡した疑い。女子中学生の知人の男二人が、このニセ札を使って逮捕されたことから、犯行が発覚した。鈴木容疑者は、既に児童買春・児童ポルノ禁止法違反の罪で起訴されている。このほか、同容疑者は、同県富士宮市の少女(一九)と別の女子中学生(十五)にも偽札を五枚ずつ渡してみだらな行為をしていたことがわかっており、偽造した一万円札は、ほとんど買春に使ったとみられる。³⁷⁾

通貨偽造にもIT時代が反映している。二〇〇二年十二月二日、警視庁捜査二課と大塚署は、パソコンでニセ一万円札を偽造した男と、携帯電話のサイトに『偽札売ります』と書かれているのみで、それを譲り受けて行使した男を通貨偽造と偽造通貨交付の疑いで逮捕した。

(次節以下、次号に続く)

- (1) 富田昌宏『お札の博物館』(双葉社、一九九九年) 四三ページ
- (2) 富田昌宏『お金が語る 現代中国の歴史』(三省堂、一九九七年) 十一ページ
- (3) 中国貨幣の歴史に関しては山田勝芳『貨幣の中国古代史』(朝日新聞社、二〇〇〇年) があり、また紙幣の図録としては鉄軍『紙幣図録』(貨幣出版社、一九九三年) がある。
- (4) 富田昌宏『お札の博物館』 四三ページ
- (5) 富田昌宏『お札の博物館』 四四ページ
- (6) 植村峻『お札の文化史』(N T T出版株式会社、一九九四年) 一九二ページ
- (7) 植村峻『世界の銀行券』(財団法人印刷局朝陽会、一九八七年) 三七八ページ
- (8) 利光三津夫『古貨幣七十話』(慶應義塾大学出版会、二〇〇二年) 二五四ページ
- (9) 富田昌宏『お札の博物館』 一五六ページ
- (10) 植村峻『世界の銀行券』 六五ページ
- (11) 富田昌宏『お札の博物館』 一四五ページ
- (12) 植村峻『お札の文化史』 二二三ページ
- (13) 取遣孝昭『騙す人ダマされる人』(新潮社、一九九五年)

- (14) 藤根井和夫編『歴史への招待』②昭和編(日本放送出版協会、一九八二年)
山本憲蔵『陸軍贋幣作戦 計画実行者が明かす日中戦秘話』(現代史出版会、一九八四年)
- (15) 『AERA』一九九六年七月二十九日「タイで逮捕の田中被告の偽ドル札真札で北朝鮮に一部返還か」
『週刊文春』一九九六年四月十一日
- (16) 渡辺也寸志『足枷 アメリカの謀略にはまった「よど号」田中義三』(ポット出版、一九九九年五月)二七五ページ
- (18) 『AERA』一九九六年五月六日
- (19) 『週刊文春』一九九七年七月十日「偽ドル製造の技術はKGBが北朝鮮に提供した」
渡辺也寸志『前掲書』五四ページ
- (20) 高世仁『スーパークを追え』(旬報社、一九九七年)一八九ページ
- (21) 松村喜秀『偽造鑑定人 マル秘 調査ファイル』(講談社、二〇〇〇年)五四ページ
- (22) 高世仁『前掲書』一八七ページ
- (23) 渡辺也寸志『前掲書』五三ページ
- (24) 『噂の真相』一九九八年八月
- (25) 康明道著・尹学準訳『北朝鮮の最高機密』(文藝春秋、一九九五年)
- (26) 『週刊文春』二〇〇二年十一月十一日
- (27) 渡辺也寸志『前掲書』五四ページ
- (28) 植村峻『お札の文化史』(二二八ページ)
- (29) 『朝日新聞』二〇〇〇年五月一九日
- (30) 『産経新聞』二〇〇三年三月二〇日

- (32) 富田昌宏『お金が語る 現代中国の歴史』
- (33) 『朝日新聞』二〇〇〇年六月三日
- (34) 『人民網・日本語版』『人民日报』二〇〇一年一月九日発信
- (35) 『人民網・日本語版』『人民日报』二〇〇三年一月二日発信
- (36) 『ジェットロ山形メールマガジン』No. 6 二〇〇一年十一月十五日発信
- (37) 『読売新聞』二〇〇二年十月二二日

〔追記〕

中国において本稿の校正を行ったとき、新事実を得た。

○ニセ札の激増により、通貨の発行元である中国人民銀行は、五章二十一条からなる『中国人民銀行仮幣収繳管理弁法』(中国人民銀行令(二〇〇三)第四号)を制定(二〇〇三年四月九日、公布)、二〇〇三年七月一日施行。

これにより、ニセ札とおぼしき紙幣は鑑定に付しニセ札と判明すれば没収とする。

また、一度に二十枚以上のニセ札を所持している場合は、刑事事件として起訴もありうる。

○大連天健網論壇の調査によると、新法実施後の市民が偶々ニセ札をつかまされたときの意識は次のとおりである。(『大連広播電視報』『新財富』二〇〇三・七月一七日所載)

- ①何事もなかったように使う。……六六・六%
- ②銀行に持ち込み法定の手続きに従う。……一一・一%
- ③警察に届けるなど、他の手段をとる。……二二・三%